

令和5年2月2日  
国 税 庁

熊本国税局大島税務署管内の徳之島島内における  
インターネット回線の通信障害への対応について

徳之島島内において一部のインターネット回線の通信障害が発生しました。  
本障害が解消されるまでに到来した国税の各種手続の法定申告（納付）期限等  
については、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、その承認  
を受けることにより申告（納付）期限を延長することができます。

詳細については、下記参考のリンク先をご確認いただくか、問合せ先までお願い  
いたします。

（参考）

「災害による申告、納付等の期限延長申請」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/kosei/annai/2834.htm>

<問合せ先>  
大島税務署  
電話 0997-52-4321